



JASDAQ

平成 27 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 川 辺 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 久 和
(J A S D A Q コード 8 1 2 3)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 管 理 統 括 本 部 管 理 本 部 長
兼 経 理 部 長 五十川 幹 雄
電 話 03-3352-7110

内部統制システムに関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 26 日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針の一部改定をすることを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。尚、主な変更箇所は下線で示しております。

1. 基本方針

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題の一つと位置づけ、迅速な意思決定による経営の効率化及び経営の透明性、責任の明確化を図ることを基本的な考え方としております。併せて、内部統制システムや法令遵守体制の整備、企業情報の適切な開示等も重要課題として認識しております。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は取締役会規定その他関連規定に基づき、法令、定款の遵守に努め、その職務を執行するものとし、社長直轄組織である「内部監査室」にて、内部統制システムの推進を図る。
- (2) 取締役及び使用人が法令、定款及び社内規定に従い、高い倫理観をもって企業活動を行うべく「川辺コンプライアンスマニュアル」にてその行動指針を明確にしている。
- (3) 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正するために、内部通報制度として「カワベホットライン」を整備し、「公益通報者保護規定」により通報した公益者の保護を図り、コンプライアンス体制の徹底に努める。
- (4) 監査役は、内部統制システムの機能を監査し、不正の発見・防止及びその是正を行う。

3. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令ならびに社内規定に基づき適切に保存、管理を行うものとする。

4. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

各取締役はそれぞれの担当部門に関するリスク管理の責任を負うものとし、「リスク管理規定」に則り、担当部門に関するリスク管理の体制を構築し、これを適切に管理するとともに、当該リスク管理の状況を定期的に取り締役に報告するものとする。

5. 取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、毎月1回定例の取締役会を開催し、法令及び定款に定められた重要事項の決定及び業務執行状況報告を行う。また、必要に応じ適宜臨時取締役会を開催する。
- (2) 取締役会決議事項以外の重要事項の決定は、その審議の迅速化、適正化を図るべく月2～3回必要に応じ開催する経営会議にて行い、取締役会において報告ならびに状況確認を行う。
- (3) 取締役の監督機能の強化と意思決定の迅速化を目的として、執行役員制度を導入し、執行役員は取締役会が決定した事項に基づき、その職務執行を行う。
- (4) 毎月1回、経営戦略会議において各月の営業計画に対する現況報告を行い、担当取締役は計画内容の検証を行う。

6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社に対し、重要事項について、当社への報告を求める。
- (2) 子会社監査役に対し、効率的に監督できるよう当社監査役との連携を求める。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務をすべき使用人を求めた場合には、その要請に応じて、適切な人材を配置する。監査役より監査業務に必要な支持を受けた使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及びその他使用人に周知徹底する。当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

8. 取締役及び使用人等及び子会社の取締役、使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人等及び子会社の取締役、使用人等は、会社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実を発見した場合、または、職務執行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事項を発見した場合、速やかに監査役に報告する。
- (2) 監査役は、取締役会その他、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するために重要な会議に出席するとともに、稟議書、通達などの業務執行に係る重要な文書については監査役の判断に基づき、随時閲覧できるものとし、必要に応じ取締役及び使用人等及び子会社の取締役、使用人等からの説明を求める。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- (1) 監査役は、経営の透明性と監査機能を高めることを目的として、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。
- (2) 監査役は、「内部監査室」並びに「コンプライアンス室」と連携を保ち、必要に応じ調査を求める。
- (3) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換及び情報交換を行うとともに、必要に応じ会計監査人に報告を求める。

10. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った取締役、使用人等及び子会社の取締役、使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役員及び使用人に周知徹底する。尚、報告した者に対しては、公益通報者保護規定に準じて保護と秘密保持に最大限の配慮を行う。

11. 監査費用の前払又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役等の監査費用については、事業年度毎に当社の事業計画及び監査役等の監査計画に応じて予算化を行っている。通常のコスト以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は担当役員に事前に通知するものとする。

12. 反社会的勢力排除のための体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを「コンプライアンスマニュアル」において明記し、排除に取り組む。

警察当局、地域団体などと十分に連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集し組織的な対応が可能な体制をとる。

以上